

暴風警報・暴風雪警報 及び 大雨による特別警報・避難勧告・避難指示 に関する措置について

「暴風警報・暴風雪警報及び大雨による特別警報・避難勧告・避難指示が出された場合」の措置を、下記のようにお知らせいたします。ご承知いただくとともに、お子さんの安全確保のため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

- A 暴風警報・暴風雪警報（発令地域：愛知県、愛知県西部、尾張東部、名古屋市）
- 1 在校中
 - (1) 警報が出されることが予想される場合
 - ① 警報発令の予想やその後の急激な天候悪化が予想される場合、授業をはじめとする教育活動をうち切り、安全を確認した後、速やかに下校させる。
 - (2) 警報が出された場合
 - ① 授業をはじめとする教育活動をうち切り、安全を確認した後、速やかに下校させる。下校が困難な場合は、下校準備をして教室にて待機させる。
 - ② 【教室待機の場合は】「緊急時の下校確認表」用紙に書かれている引き取りに来ていただける方（保護者あるいは記入された代理の方）が引き取りにみえた生徒から、引き渡し、一緒に下校させる。引き取りの方がみえるまで、学校に待機をさせる。
 - 2 登校途中で警報が出された場合
そのまま登校し、1(2)に準じた措置をとる。
 - 3 下校途中で警報が出された場合
そのまま下校し、自宅待機をする。
 - 4 在宅時に警報が出された場合
自宅待機をする。
- B 大雨による特別警報・避難勧告・避難指示（発令地域：本城中学校学区内が含まれるとき）
- 1 在校中に特別警報・勧告・指示が出された場合
 - ① 授業をはじめとする教育活動をうち切り、下校準備をして教室にて待機させる。
 - ② 「緊急時の下校確認表」用紙に書かれている引き取りに来ていただける方（保護者あるいは記入された代理の方）は、学校においでください。その後「そのまま学校に避難される」「生徒を引き取る」について、それぞれの対応をさせていただきます。
 - 2 登校途中で勧告・指示が出された場合
そのまま登校し、1に準じた措置をとる。
 - 3 下校途中で勧告・指示が出された場合
そのまま下校し、自宅待機をする。
 - 4 在宅時に勧告・指示が出された場合
自宅待機をする。

【暴風警報・暴風雪警報及び大雨による特別警報・避難勧告・指示が解除されたときの対応】

- ① 午前6時までに解除された場合、平常通りの授業を行う。
- ② 午前6時以降、午前11時までに解除された場合、午後の授業を行う。
- ③ 午前11時を過ぎてから解除された場合、当日の授業は中止し、翌日から平常授業を行う。

※ 「暴風警報・暴風雪警報の発令(予想)及び大雨による特別警報・避難勧告・指示が出された場合」の対応については、「きずなネット学校連絡網」を利用して発信します。